

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区南花畑三丁目34番11号

氏名 株式会社ビバクリーン神奈川

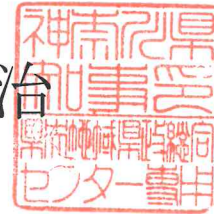
法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

代表取締役 芝崎 哲彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩 祐治



許可の年月日

令和6年7月12日

(初回許可年月日)

令和6年7月12日

許可の有効年月日

令和11年7月11日

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

## (2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ア 収集運搬（積替・保管を除く。）

燃え殻、汚泥（※1※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、鋳さい、がれき類（※1）、ばいじん

イ 収集運搬（積替・保管を含む。）

汚泥（廃乾電池（※2）、廃塗料及び廃リチウムイオン電池に限る。）、

廃油（廃塗料に限る。）、

廃プラスチック類（※1、廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）を含む。）、

紙くず、木くず、繊維くず（廃畳に限る。）、

金属くず（廃乾電池（※2）、廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）を含む。）、

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1、廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）を含む。）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面記載のとおり

3. 許可の条件  
なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年12月23日

変更許可（事業区分の変更（変更前：（積替・保管を除く。）、変更後：（積替・保管を含む。））

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

設置場所 神奈川県綾瀬市深谷中八丁目6487番7、6490番11

面積 1502.22 m<sup>2</sup>

・廃プラスチック類

保管面積 89.4 m<sup>2</sup> 最大保管量 101.6 m<sup>3</sup>

・がれき類

保管面積 89.4 m<sup>2</sup> 最大保管量 101.6 m<sup>3</sup>

・木くず

保管面積 17.5 m<sup>2</sup> 最大保管量 21.9 m<sup>3</sup>

・紙くず

保管面積 8.8 m<sup>2</sup> 最大保管量 16.0 m<sup>3</sup> (フレコンバック 16 袋)

・廃プラスチック類

保管面積 8.8 m<sup>2</sup> 最大保管量 16.0 m<sup>3</sup> (フレコンバック 16 袋)

・石綿含有産業廃棄物 (廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類)

保管面積 17.5 m<sup>2</sup> 最大保管量 16.0 m<sup>3</sup> (8 m<sup>3</sup>コンテナ 2 基)

・繊維くず (廃畳)

保管面積 8.5 m<sup>2</sup> 最大保管量 21.4 m<sup>3</sup>

・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

保管面積 17.5 m<sup>2</sup> 最大保管量 21.9 m<sup>3</sup>

・金属くず

保管面積 17.5 m<sup>2</sup> 最大保管量 21.9 m<sup>3</sup>

・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、

保管面積 17.5 m<sup>2</sup> 最大保管量 21.9 m<sup>3</sup>

・がれき類

保管面積 19.3 m<sup>2</sup> 最大保管量 24.1 m<sup>3</sup>

・廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類 (廃蛍光管 (水銀使用製品産業廃棄物) )

保管面積 0.6 m<sup>2</sup> 最大保管量 2000 (オープンドラム缶 1 本)

・廃油 (廃塗料)

保管面積 0.6 m<sup>2</sup> 最大保管量 2000 (オープンドラム缶 1 本)

・汚泥、廃油 (廃塗料)

保管面積 0.6 m<sup>2</sup> 最大保管量 2000 (オープンドラム缶 1 本)

・廃プラスチック類 (廃塗料)

保管面積 0.6 m<sup>2</sup> 最大保管量 2000 (オープンドラム缶 1 本)

・汚泥、金属くず (廃乾電池)

保管面積 0.2 m<sup>2</sup> 最大保管量 200 (ペール缶 1 個)

・汚泥、金属くず (廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物) )

保管面積 0.2 m<sup>2</sup> 最大保管量 200 (ペール缶 1 個)

・汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃リチウムイオン電池)

保管面積 0.2 m<sup>2</sup> 最大保管量 200 (ペール缶 1 個)